改正後	改正前
（輸出移動書類等の汚損等の届出及び再交付の申請） **第二条**　法第五条第三項又は第九条第二項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は法第十四条第一項の認定を受けた者が輸入する特定有害廃棄物等に係る移動書類（以下「輸出移動書類等」という。）が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類等を届出書に添付しなければならない。 2　法第五条第三項又は第九条第二項の規定による申請は、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （紛失した輸出移動書類等の回復の届出） **第三条**　法第五条第四項又は第九条第三項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第四による届出書に、回復した輸出移動書類等を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。 （輸入移動書類又は再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類の記載内容と異なる運搬の届出） **第五条**　法第十条第四項（法第十六条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第六による届出書に、輸入移動書類又は再生利用等目的輸入事業者等が携帯する移動書類を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。	（輸出移動書類等の汚損等の届出及び再交付の申請） **第二条**　法第五条第三項又は法第九条第二項の規定による届出は、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、輸出移動書類又は輸入移動書類（以下「輸出移動書類等」という。）が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類等を届出書に添付しなければならない。 2　法第五条第三項又は第九条第二項の規定による申請は、様式第三による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （紛失した輸出移動書類等の回復の届出） **第三条**　法第五条第四項又は第九条第三項の規定による届出は、様式第四による届出書に、回復した輸出移動書類等を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。 （輸入移動書類の記載内容と異なる運搬の届出） **第五条**　法第十条第四項の規定による届出は、様式第六による届出書に、輸入移動書類を添付し、経済産業大臣に提出しなければならない。

様式第二を次のように改める。

様式第２（第２条関係）

※整理番号	
※受理年月日	年　月　日

移動書類　汚損に関するする届出書
輸出
輸入　移動書類　の紛失

年　月　日

経済産業大臣　殿

氏名又は名称
住所又は所在地
法人にあってはその代表者の氏名　㊞
担当者名
電話番号　（　）

移動書類　汚損されたので、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に
下記の輸出移動書類　が失われた
輸入

関する法律第５条第３項
第９条第２項　（法第１６条において読み替えて準用する場合を含む。）
の規定により届け出ます。

記

輸出 輸入　移動書類の交付番号	
輸出 輸入　移動書類の交付年月日	年　月　日
輸出 輸入　移動書類 移動書類　が汚染されたわれた　年月日	年　月　日

注（1）※印欄は、記入しないでください。
（2）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４としします。
（3）輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は法第１４条第１項の認定を受けた者が輸入する当該特定有害廃棄物等に係る移動書類が汚損されたために届け出るときは、当該輸出移動書類若しくは輸入移動書類又は移動書類を添付すること。
（4）氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
（5）移動書類の汚染、紛失については、交付番号、交付年月日については、記載の必要はないものとする。